

# SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

2

No.236 | Feb. 2021

税金のはなし

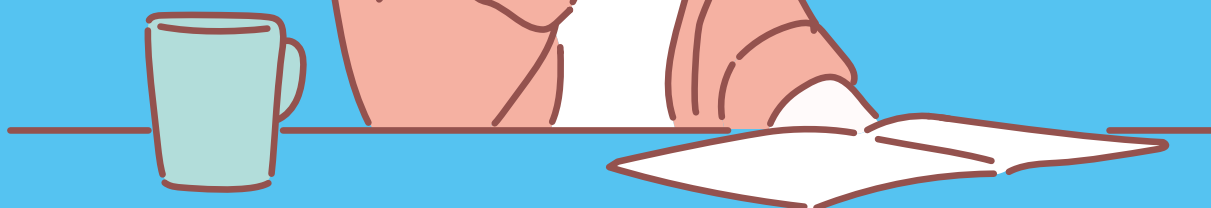
—  
生命保険の  
税務②

「個人」

WORK SYSTEM REFORM

働き方改革  
辻・本郷の

〈遺産相続・キャプティブ保険ガイド〉免除額の変動  
〈社長の履歴書〉明豊ファシリティワークス株式会社 坂田明氏  
〈オフィスレポート〉名古屋事務所



# 辻・本郷の 働き方改革

WORK SYSTEM  
REFORM

2019年4月より順次施行されている

働き方改革法。

そして、新型コロナウイルス感染症対策を

日常生活に取り入れた

新しい生活様式の始まり。

私たちを取り巻くビジネス環境は

常に変化を続けています。

そのような状況下、辻・本郷では

働くすべてのスタッフに

「ストレスなく快適に働いてもらいたい」

という思いで、

さまざまな働き改革の取り組みを行っています。

取り組み内容を具体的に紹介しますので、

ぜひ参考にしてください。

貴社の働き方改革にお役立てください。

お話を聞きました！



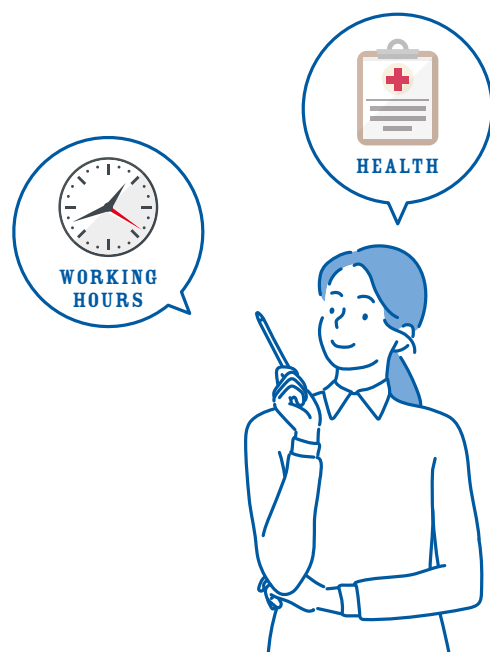
人事本部長  
外谷 光晴



人事本部  
元藤 葉子



人事本部  
六車 匡代



01

## 柔軟な働き方への対応

出勤時間や昼食の時間が一定の時刻に集中することで、密になったり、施設の利用が不便になったり、さまざまな弊害が生れます。ライフスタイルは多様化し、働き方も多様化が求められています。辻・本郷では社会環境の変化に合わせた柔軟な働き方を推進しており、多彩な制度を導入しています。

1

### 時差出勤

始業の定時は8時50分となっていますが、2020年の2月より定時の1時間前(7時50分)から1時間後(9時50分)までを始業時間とする時差出勤制度を開始しました。当初は2020年に開催が予定されていたオリンピックへの対応として検討が始まりましたが、コロナ禍では密を避ける出勤としても有効な対策となっています。緊急事態宣言下では時差を拡大して運用しています。

ラクラク出勤！



STAFF VOICE //

「密」を避けて  
帰宅しています。

大宮事務所  
千葉 優大

コロナ禍における感染症対策の一環として、会社から提示された制度でした。私は定時が1時間早まる方(7時50分出社)を選択しています。朝の人出はそれほど変わりませんが、帰りは17時前に電車を利用することになるため、車内の密度はずいぶん低いように感じます。無事、「密」を避けることができていますので、良い制度だと思います。

2

### 昼休憩時間

これまで昼休憩時間は、11時50分から12時40分までの50分でしたが、11時から14時の180分の中で自由に60分取れるようにしました。人事部が定期的に行っている面談の中で、「エレベーターが混雑する」「飲食店がどこもいっぱい」など、昼休憩時間に関する問題が浮かび上がり、職員の声を反映する形で変更することになりました。



3

## 在宅勤務

育児や介護など一定の事情を有する者については在宅での業務を認めています。ただし、扱う書類は機密性が高いため、万全のセキュリティ体制を整えて実施しています。以前のように、出産を理由に退職される方は減少し、離職防止に大いに役立っています。緊急事態宣言下では全従業員を対象として運用しています。



STAFF VOICE

### 仕事と家庭の 両立を実現しました。

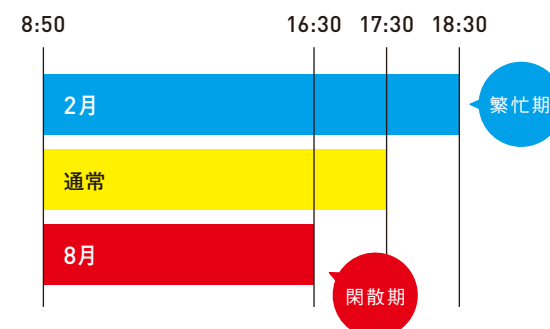
新宿ミライナタワー事務所  
松永 未果

子供が小さく、仕事と家庭を両立させたいと思い、在宅勤務を利用しています。通勤にかかる時間を節約できるので、朝食を一緒にとったり保育園への送迎に充てたりしています。業務に関してはリモート環境が整っているので問題はありません。皆さんの理解と協力を得て、在宅日には自分で進められる業務に取り組み、出社日には書類確認や会議が必要な業務を行っています。

4

## 変形労働時間制の導入

繁忙期と閑散期が分かれやすいため、1年単位の変形労働時間制の導入を始めました。個人の確定申告が集中する2月の終業時刻を通常期の17時30分より1時間遅い18時30分とし、全体的に業務量が少ない8月の終業時刻を16時30分としています。就業時刻にメリハリをつけることで閑散期には自身のスキルアップや趣味の満喫などプライベートをより充実しやすい環境作りを目指しています。



02

## 健康な働き方への対応



効率的で精度の高い業務は、スタッフの健康があってこそ成り立つものです。

また、健康を推進する取り組みを活性化することは、スタッフの満足度向上、ひいてはお客様へのサービス向上にもつながります。

辻・本郷で働く人のためにも、企業ブランドの価値向上のためにも、さまざまな取り組みを行っています。

1

## 健康推進室の設置

健康に資する行動の全社的な促しとして、健康経営推進室を設置しました。健康促進を図ることと、生産性を高め健康に働ける環境をつくることを目的としています。ユニークな取り組みとしては、健康に関連した活動でポイントが貯まる健康ポイントシステムの導入です。例えば、「間食を控える」や「1日5キロのランニングをする」など、日々の状況を記録していくと内容に応じてポイントが貯まり、モノやサービスと交換できるというもの。楽しみながら健康への意識が高まっていきます。



2

## 産業医の拡充

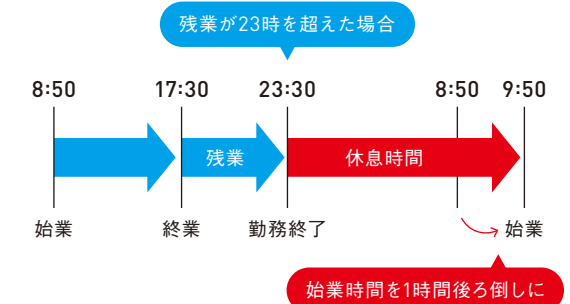
税理士という職業上、多種多様な相談を持ち掛けられることがよくあります。特にコロナ禍においては緊急かつ複雑な事情にそったコンサルティングが増加しています。お客様を支えるための社員の心と体の健康が保たれるよう、内科に加えメンタル面もサポートする心療内科の産業医を新たに設けました。



3

## 勤務間インターバル

急を要する業務が突発的に発生することがあります。そういった状況に対応するために勤務間インターバルを導入しました。23時を超える残業をした場合には、翌日の出社を定時より1時間遅らせ9時50分とすることができます。



4

## 業務時間改善への取り組み

人事部では月単位で就労状況を確認し、毎月各事務所へ問題点などのフィードバックを行っています。時間外労働が多いスタッフに対しては、上長との面談を通して課題を見つけ出し、上長がデジタルツールの活用など仕事の進め方に関する改善案を提案することになっています。



# 社長の履歴書

11

President's  
Resume

正直であることが  
競争優位性となる



①ロッシュ・ダイアグノスティックス②Jヴィレッジ復興・再整備③資生堂 グローバル イノベーションセンター④シグマクシス⑤西村あさひ法律事務所⑥ANA Blue Base (敬称略)

辻・本郷 税理士法人が

お取引させていただいている企業のトップにフォーカスし、  
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、コンストラクション・マネジメント会社である  
「明豊ファシリティワークス」の坂田明さんです。

経営者としての歩みの一端をご覧ください。

明豊ファシリティワークス株式会社  
代表取締役会長

坂田 明氏

ブラックボックスを  
ガラス張りにした明朗会計

建物発注者の立場に立ってゼネコン選択や工事を管理するコンストラクション・マネジメント(CM)という手法を用いて、コスト削減や工期短縮、品質向上といった付加価値を顧客に提供している明豊ファシリティワークス。受け取るのは管理する手数料のみで、これまで不透明であった建設費用をすべてオープンにするという「明朗会計」が評判となり、1980年の創立以来着実に成長を遂げています。創業者は現会長の坂田明さん。明朗会計の下地になっているといえる「正直さ」は、坂田さんの人生を支えてきた大切な価値観です。坂田さんの人生を振り返り、正直さを育むきっかけとなった出来事を2つご紹介します。

正直であることを貫き通す

1つ目は坂田さんが小学生6年生のときの話になります。父親の会社が倒産し、生活が苦しくなる時期がありました。そんな折に、薬剤師の免許を持っていた母親のもとに近所の薬局の人が金銭を条件に名義貸しの依頼をしに来

たそうです。母は「いくら困窮して  
いようとも嘘はいけない」とこの  
依頼をきっぱりと断りました。その  
正直さを貫き通す姿に、坂田さん  
は胸を打たれたといいます。

そして2つ目は、社会人ラグーマン時代の話になります。坂田さんは高校でラグビーを始め、大学、社会人とラグビーに打ち込んできました。社会人時代には、関西社会人Aリーグに所属し全国社会人大会にも2度出場するなど、当時の日本のトップリーグで活躍していました。トップリーグでは、激しいぶつかり合いの中、審判の目の届かないところでもラフなプレーをする者はなく、それぞれがラグーマンであることに誇りを持って、クリーンにフェアプレーに徹していたといいます。本当の強さとは、どんな状況であろうとも正直でいることだと、ラグビーを通して学んだといいます。

やがて主流となるために  
サービスを磨く

「私の好きな言葉に『異端は淘汰を受け洗練され、既存の制度の裏づけを得て主流となる』というのがあります。CM方式はまだ主流ではありません。今は洗練の



時期です。やがて主流として世間に認知されるものと信じています」

プロフェッショナルが高い専門性を発揮し、嘘をつくことなく正直に業務を遂行する明豊ファシリティワークス。現在、サービス品質のさらなる向上とDXによる仕組みの高度化を推進しています。この洗練の先には主流としての道が広がっています。

## BIOGRAPHY

- ・1942年  
兵庫県伊丹市出身
- ・1965年  
甲南大学経済学部卒業  
栗田工業株式会社入社
- ・1980年  
栗田工業株式会社退社  
明豊産業株式会社(現明豊ファシリティワークス株式会社)設立  
代表取締役社長就任
- ・2004年  
ジャスダック上場
- ・2017年  
代表取締役会長に就任(現任)
- ・2018年  
東京証券取引所第二部へ市場変更
- ・2019年  
東京証券取引所第一部指定

## 明豊ファシリティワークス株式会社

独立系CM会社として唯一の上場企業。通常のCM手法のみならず、徹底したお客さま本位の原点に立ち、すべてのプロセスを完全に可視化する独自のマネジメント手法を展開。「高品質」「適切なスケジュール」「最適なコスト」で顧客を支援している。

<https://www.meiho.co.jp/>  
東京都千代田区平河町2-7-9 JA共済ビル6階  
TEL 03-5211-0066



# 労務の미래

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 社会保険労務士 磯野 由佳 〕

育児・介護休業法施行規則改正、  
改正高年齢者雇用安定法のポイント

## 1. 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で 取得できるようになります

### 改正前

- 半日単位での取得が可能
- 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない

### 改正後

- 時間単位での取得が可能
- すべての労働者が取得できる

「時間」は1時間の整数倍の時間をいい、例えば事業主が労使協定などで2時間単位での取得しか認めないことはできません。

法令で求められているのは「中抜け」なしの時間単位休暇ですが、法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めることは可能です。

※「中抜け」とは就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指しています。  
施行日：令和3年1月1日

## 2. 改正高年齢者雇用安定法に関して、高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針が定められ、65歳までの雇用確保(義務)に加え70歳までの就業確保措置(下記①～⑤のいずれか)を講じることが「努力義務」となります。

### これまで(義務)

- 60歳未満の定年禁止
- 65歳までの雇用確保措置
- ① 65歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 65歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度等)を導入

### 改正(努力義務)

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入※
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
  - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

※改正後の③では特殊関係事業主以外の他社で継続雇用する制度も可能です。対象となる高年齢者の年齢に応じて、継続雇用することができる事業主の範囲が広がります。この制度を活用するには、事業主間での契約締結が要件とされています。  
施行日：令和3年4月1日

1分で  
わかる

## 税金 の はなし



京都事務所  
会社設立センター  
宇都宮 健太

## 「生命保険の税務②〈個人〉」

個人の生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人の関係により税金の種類が変わります。

### 死亡保険金の税金の種類

個人契約は下図のように3つの税金に分かれます。

|       | 契約者<br>(保険料を支払う者) | 受取人<br>(保険金を受取る者) | 被保険者<br>(保険の対象) |
|-------|-------------------|-------------------|-----------------|
| ① 相続税 | 甲                 | 乙                 | 甲               |
| ② 所得税 | 甲                 | 甲                 | 乙               |
| ③ 贈与税 | 甲                 | 乙                 | 丙               |

契約者と被保険者が被相続人である場合には、① 相続税の対象となります。自分で支払って、自分で受取る場合は② 所得税(一時所得)の取扱いとなります。3者がそれぞれ相違している場合は、最も税負担の高い③ 贈与税となります。

また、死亡保険金を年金受取りとした場合は所得税(雑所得)が発生したり、逆に高度障害保険金や入院保険金等は非課税の取扱いがあるので注意が必要です。

### 保険の効用(所得税・相続税対策)

保険料の負担者は、年末調整で生命保険料控除を活用することで所得税の節税をすることができます。また、上記①の契約形態で加入した場合、生命保険金の非課税枠(500万円×被相続人の数)が活用でき相続税を節税することができます。

### その契約形態合ってます?!

個人の所得税対策となる生命保険料控除は最大12万円までの控除しかないので、会社の社長である場合は医療保険などは法人契約として法人税を節税した方が有利な場合があります。

また、相続対策で加入したつもりが贈与税の対象となり、逆に高額な税負担が発生することもあります。一度この機会に生命保険契約を見直し節税がきちんと行えているか確認してみたいかがでしょうか。



# あ 相 気 ち れ 続 に よ こ の な つ れ の る と

木村信夫の

## 『相続直前に引き出された預金の行方は』

### 1 定点観測

相続税を少し勉強した人は、預貯金はその残高証明で申告する事を良く知っています。そこで直前にお金を引き出して、通帳を破棄してしまえば分からないだろうと考える人もいます。しかし亡くなった人(被相続人)の通帳がなくても銀行は銀行法上、顧客の取引明細を10年間デジタルデータで保管しておく義務があります。ですから税務署はその人の取引明細を職権で取ることができるのです。

そして税務署は定点観測します。まず、亡くなった人の亡くなってしまった日現在の預金の残高、次に3年前、さらに5年前までさかのぼってその残高を確認します。例えば、相続開始日の預金残高の合計が1,000万円、3年前が3,000万円、5年前が5,000万円あったとすると、相続開始前5年間で4,000万円を引き出していることが分かります。

場合によってその相続人や孫等の預金もその取引明細をとって並べてみると亡くなった人の預金引き出されてどこに行ったかが良くわかるのです。そこで調査に行き来い、となります。

### 2 「あったことの証明」から「なかったことの証明」へ

昔は引き出された現金を見つけないと課税できないと言われていました。しかし、その引き出しに相続人が何らかの関わりがあるケースについては、最近の判例等の大きな流れはその立証責任を転換しているようです。

つまり、税務署は誰が引き出したかを銀行のビデオカメラ等で証明します。次に相続人がその引き出されたお金が相続開始時にないことの証明、つまり、第三者に貸したのか、亡くなった人や相続人の借金の返済に充てたのか、大きなものを買ったのか、そのような使い道を証明してください、となります。一番身近にいた相続人が良く知っているはずでしょう、だからその使い道を証明してくださいネ、となるのです。

納税者がその証明ができなければ、そこに残っていたものとして課税される流れになっています。

### 3 1日で消えた2,000万円は当然…

最近、預金約2,000万円を引き出して翌日に相続開始した裁判事例がありました。亡くなった人が、相続人の一人が運転する車に乗ってある金融機関に行き、その支店で約2,000万円の定期預金を解約して3時頃自宅に戻りました。その翌日の夜11時頃に亡くなりました。その2,000万円を計上せずに相続税申告書を提出して、直ぐに調査が行われました。

そして最終的には・・・課税されました。  
皆さんはどう考えますか。

えびちゃんの

#12

## 生産性向上術

会計・財務オリンピック



トレンドワードでもある《働き方改革》の推進に欠かせない生産性の向上について、辻・本郷 税理士法人が利用している役立つツールや取り組み事例を紹介します。



相談者

今回は、なんと会計ソフトベンダー7社が一堂に会した『財務・会計オリンピック』を開催しましたのでご報告します！

社内の自主研修という位置づけとして、各会計ソフトのパンフレットや紹介動画では読み取れきれなかった操作性を徹底的に比較して、会計ソフトを選択する際の動機づけや、お客様への情報発信につなげられるように、実務に沿った実演と提案をしていただきました。

7社の会計ソフトを一度に見ることなんてめったにない経験だわ、オリンピックというからには、金メダル目指して頑張っていたのかしら？



相談者

皆さん終始和やかな雰囲気で進められましたよ。競技内容としては、

**その1『入出金データの取込からの自動仕訳の設定方法』**

→銀行の入出金データをどのように仕訳処理ができるか4分という制限時間内で実演いただきました。

**その2『会計ベンダーが提案する近未来型月次報告』**

→お客様へ提出する帳票や、クラウドならではの情報共有の提案など千差万別で、各社の特色が出ており見ていて楽しかったですよ。

また、各社企業イメージのTシャツや販促物を持ってアピールいただきました。

実際に実演で見ることによって、操作感が分かるのありがたいわね。

次回は皆さまにも視聴いただけるよう企画したいと思いますのでぜひご期待ください！

また、参加いただいた会計ソフトベンダー様、誠にありがとうございました。

【出場企業】

- ①株式会社オービックビジネスコンサルタント
  - ②日本ビズアップ株式会社
  - ③ピー・シー・エー株式会社
  - ④株式会社freee
  - ⑤株式会社マネーフォワード
  - ⑥株式会社ミロク情報サービス
  - ⑦弥生株式会社
- (五十音順)



さらに詳しく知りたい方は、辻・本郷 税理士法人 経営企画室 システムグループ 海老原(えびちゃん)まで ☎a.ebihara@ht-tax.or.jp



えびちゃん



えびちゃん



えびちゃん



社・本郷 税理士法人

# オフィスのレポート

Vol. 14

## 名古屋事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。  
第14回目となる今回は、名古屋からのレポートです。



名古屋事務所は2006年4月に開設し、現在15年目を迎えています。事務所は名古屋の繁華街である栄町の中心にあり、アクセスも地下鉄栄駅から徒歩1分と、非常に好立地です。最近では名駅周辺だけでなく、当栄周辺も再開発が進んでおり、変わりつつある街並みを観て回るのも一つの楽しみで、弊社にお越しになるお客様もご来社にあわせて百貨店や地下街などでショッピングや名古屋めしを堪能されて帰られる方も多数いらっしゃいます。

現在、職員は28名おり、男女比はほぼ半々で、若

手社員もベテラン社員に負けじと、日々勉強しながら存分に能力を発揮して仕事に取り組んでいます。

業務内容は、法人・個人の顧問、申告業務をベースとしながら、相続・事業承継・その他さまざまなコンサルティング業務まで、新宿本部を始めとして全国各事務所の皆さんと連携し、お客様のご要望にお応えできるよう誠意を持って対応しています。

これからも引き続きこの名古屋で、多くの方々に寄り添いながら、共に成長してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。



名古屋事務所 所長  
桐山 礼司

平成24年7月、社・本郷 税理士法人入社。  
法人顧問・事業承継・組織再編・相続業務を担当。  
趣味はスポーツジムと旅行。時間があれば水着を片手に泳ぎに行ってしまう。最近、ロードバイク始めました。

### あなたの考える名古屋の魅力とは？

名古屋事務所のある栄エリアは大規模な再開発が進んでおり、エリア一帯が大きく変貌を遂げようとしています。名古屋と言えば名古屋めし！ひつまぶしや手羽先、小倉トーストなど個性的で美味しいものがたくさんありますが、最近ではひつまぶしを鰻ではなく牛肉で提供するお店もあり、名古屋めしにも、各店のアレンジによる変貌が見られます。また、観光では、栄エリアに隣接する、復元された名古屋城本丸御殿が人気を集めています。こんな、進化し続ける名古屋に、是非、訪れてみてください。

### STAFF RECOMMEND



名古屋事務所の受付です。スタッフ一同、皆様にお会いできることを心待ちにしております。(小野木)



比較的ゆとりのあるスペースに加え、天井も高いので大柄な人でもストレスなく働けます。(平池)



事務所のすぐ近くにあるオアシス21。現在、中の広場でアイスリンクを開催しております。(森)



名古屋駅前にあるナナちゃんという名前の20フィートある人形のランドマークです。(一ノ瀬)



栄のテレビ塔。LEDのライトアップがとても綺麗です。4階と5階はホテルになっています。(稲越)



名古屋事務所近くの工事現場の衝立も地元 中日ドラゴンズ！（橋本）

### 名古屋事務所

〒460-0008  
愛知県名古屋市中区栄4-2-29  
名古屋広小路プレイス5階  
TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713



# Tsui Hongo News

## 辻・本郷オンラインセミナー

◎お問い合わせ：メール [consuldiv@ht-tax.or.jp](mailto:consuldiv@ht-tax.or.jp) 電話 0120-730-706

[セミナー一覧・お申し込み](#)

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc2/>



## 『安積が解説 令和三年度税制改正大綱はこう読み解く!』

参加費：¥5,000

【視聴可能期間】2021年2月4日(木) 12:00～2月10日(水) 23:59 ※講演時間は約90分となります。

令和三年度税制改正はコロナ禍の経済再生に重点をおいた内容になっています。重要改正項目の他、今後の動向や実務担当者にとって必見の押さえておくべきポイントをわかりやすく解説いたします。改正の概要を押さえた方、必見です!

【法人課税】DX投資促進税制の創設、賃上げ投資促進税制の見直し、M&Aの促進措置

【個人課税】住宅ローン減税の一部緩和、退職所得課税の見直し

【資産課税】住宅取得資金贈与非課税の見直し 等

◎講師：辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

## 『今さら聞けない相続のはなし』

参加費：無料

### 【第三回】あなたの想いを実現する遺言書のススメ

【視聴可能期間】2021年2月16日(火) 12:00～3月1日(月) 23:59 ※講演時間は約40分となります。

◎講師：辻・本郷 税理士法人 代々木事務所 相続センター長 税理士 宮村 百合子  
辻・本郷 税理士法人 立川事務所 相続センター長 税理士 内藤 智之

## 注目セミナー

## 『コロナ禍での公益法人運営と決算前の留意事項』

参加費：無料

【視聴可能期間】2021年2月18(木) 12:00～2月24日(水) 23:59 ※講演時間は約60分となります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公益法人の事業や運営に少なからず影響が出ています。このようなコロナ禍において理事会等の開催方法の紹介や留意点、決算前にできる会計税務上のポイントについて解説します。

- 1) コロナ禍での理事会・社員総会・評議員会等の法人運営
- 2) 決算前に留意すべき会計・税務のポイント
- 3) 公益法人会計基準の改定内容のおさらい

◎講師：辻・本郷 税理士法人 公益法人部 チーフコンサルタント  
長嶋 宏明



## 遺産相続・ キャプティブ保険 ガイド

from Hawaii

アメリカ・ハワイ州における国際税務や遺産相続について  
現地在住の弁護士が具体的な事例をご紹介します。

### 今回のテーマ：免除額の変動

#### 2020年の遺産税の免除額

アメリカの遺産税の免除額は年々変動するため、税務当局が発表した2020年度の免除額について、興味を持たれる方もいらっしゃると思います。2020年度の遺産税の免除額は\$11,580,000と発表され、2019年の\$11,490,000の免除額から更にまた、著しい増減を果たしました。個人は\$11,580,000以上の遺産を残さない場合、遺産税を支払う義務を有さず、夫婦の場合は\$23,160,000を超える遺産を残さない場合、遺産税を支払う義務を有さないことになります。

#### 2020年の贈与税の免除額

2020年の贈与税の免除額は、2019年と同様に一人につき\$15,000になります。夫婦の場合、年間\$30,000を各贈与受取人に無税で贈与することができます。

#### 2020年の外国人の遺産税の免除額

2020年の外国人の遺産税の免除額は、昨年度等と同様に\$60,000になります。遺産税についての租税条約をアメリカと締結している国の外国人の方々は、租税条約上クレジットを取得することができ、それによって、\$60,000よりも高い遺産税の免除額の恩恵を受けることも可能です。

#### まとめ

年々、どのくらい遺産税の免除額が変動するかを想定することは難しいですが、将来の遺産税の免除額等についての変動に備え、ご自身の相続プランを見直すことをお勧めします。



本郷 友香(ほんごう ゆか)

TH弁護士法人パートナー 米国弁護士

プロベートやTransfer on Death Deed等を含む、遺産相続に関するサービスを提供しています。また、ハワイ州でのキャプティブ保険会社の設立や、設立後の維持管理等を含むサービスも提供しています。

✉ [info@hongolaw.com](mailto:info@hongolaw.com) 🌐 <http://www.hongolaw.com/>

|              |                                                                                          |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 札幌事務所        | 〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階<br>TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032                  |
| 青森事務所        | 〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階<br>TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781             |
| 八戸事務所        | 〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5<br>TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160                            |
| 秋田事務所        | 〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34<br>TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944                           |
| 久慈事務所        | 〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階<br>TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330                       |
| 盛岡事務所        | 〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階<br>TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866                |
| 遠野事務所        | 〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8<br>TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317                       |
| 一関事務所        | 〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 一関中央ビル2階<br>TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665                    |
| 仙台事務所        | 〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階<br>TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742                 |
| 福島事務所        | 〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階<br>TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178                |
| 郡山事務所        | 〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階<br>TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882               |
| いわき事務所       | 〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階<br>TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801                |
| 新潟事務所        | 〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階<br>TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177           |
| 上越事務所        | 〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8<br>TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187                               |
| 宇都宮事務所       | 〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階<br>TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771                |
| 水戸事務所        | 〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7<br>TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094                            |
| 熊谷事務所        | 〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階<br>TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072                   |
| 大宮事務所        | 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階<br>TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212          |
| 越谷事務所        | 〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号<br>TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752             |
| 川口東事務所       | 〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階<br>TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261                  |
| 所沢事務所        | 〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階<br>TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951             |
| 柏事務所         | 〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階<br>TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802                    |
| 千葉事務所        | 〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル7階<br>TEL.043-227-7610 FAX.043-227-7611               |
| 船橋事務所        | 〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE6階<br>TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108 |
| 亀戸事務所        | 〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階<br>TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665                 |
| 北千住事務所       | 〒120-0036 東京都足立区千住仲町40-11 朝日生命北千住ビル7階<br>TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031               |
| 秋葉原事務所       | 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階<br>TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819                |
| 東京事務所        | 〒100-6920 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング20階<br>TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208          |
| 神田事務所        | 〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階<br>TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058                  |
| 池袋事務所        | 〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階<br>TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492             |
| 新宿センタービル事務所  | 〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階<br>TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550               |
| 新宿ミライナタワー事務所 | 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階<br>TEL.03-5323-3301(代表) FAX.03-5323-3302          |
| 新宿HR事務所      | 〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階<br>TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417                    |
| 代々木事務所       | 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階<br>TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546                   |

|          |                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 渋谷事務所    | 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階<br>TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762           |
| 練馬事務所    | 〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階<br>TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427        |
| 吉祥寺事務所   | 〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階<br>TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516         |
| 立川事務所    | 〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階<br>TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842       |
| 府中事務所    | 〒183-0023 東京都府中市宮町2-15-13 第15三ツ木ビル3階<br>TEL.050-3612-3340                           |
| 町田事務所    | 〒194-0021 東京都町田市町中1-1-16 東京建物町田ビル9階<br>TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921            |
| 横浜事務所    | 〒220-0004 神奈川県横浜西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階<br>TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558        |
| センター南事務所 | 〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央17-26 ビクトリアセンター南2階<br>TEL.045-947-0570 FAX.045-947-0577    |
| 大和事務所    | 〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16<br>TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650                     |
| 湘南事務所    | 〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階<br>TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032            |
| 小田原事務所   | 〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階<br>TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101              |
| 甲府事務所    | 〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9<br>TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008                       |
| 甲府中央事務所  | 〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6<br>TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578                      |
| 大月事務所    | 〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4<br>TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905                 |
| 長野事務所    | 〒380-0921 長野県長野市栗田1000-1 長栄長野東口ビル6階<br>TEL.026-291-6066 FAX.026-291-6067            |
| 伊東事務所    | 〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階<br>TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988                 |
| 豊橋事務所    | 〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階<br>TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002            |
| 名古屋事務所   | 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋小路プレイス5階<br>TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713         |
| 四日市事務所   | 〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23<br>TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988                      |
| 京都事務所    | 〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入西谷鉦町79番地 ヤサカ四条烏丸ビル6階<br>TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539 |
| 関西事務所    | 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階<br>TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876            |
| 大阪事務所    | 〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階<br>TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063         |
| 神戸事務所    | 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階<br>TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120    |
| 岡山事務所    | 〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階<br>TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556      |
| 広島事務所    | 〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル5階<br>TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221                |
| 長門事務所    | 〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210<br>TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020                     |
| 北九州事務所   | 〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階<br>TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761        |
| 福岡事務所    | 〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階<br>TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381        |
| 大分事務所    | 〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階<br>TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006            |
| 熊本事務所    | 〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階<br>TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016           |
| 延岡事務所    | 〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル)<br>TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789        |
| 鹿児島事務所   | 〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階<br>TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181           |
| 沖縄事務所    | 〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフナ旭橋B街区ビル1階<br>TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231             |

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

